

保健・医療・福祉の連携を推進 10月1日 保健福祉センターが オープン!

市では、保健所のほか中部地域包括支援センター、家庭児童相談室、夜間休日急病診療所など8つの施設を併設する「保健福祉センター」を新たに開設します。今号では、施設の概要を紹介します。

☎保健所総務課 ☎431-4191



保健福祉の一層の推進を



船橋市長
松戸徹

少子・高齢化の急速な進展に伴い、保健福祉を取り巻く状況は大きく変化しており、市民の皆様の多様化するニーズに対応することが重要になってきています。

こうした中、この保健福祉センターは、保健所をはじめとする、保健・医療・福祉の8施設を併設しており、市民

の皆様の保健と福祉を総合的に支援する新たな拠点となっています。

この保健福祉センターが、市民の皆様に親しまれ利用していただくとともに、市としても、この保健福祉センターを拠点に、市民の皆様の健康づくりを推進し、さまざまなニーズに応えてまいります。



JR船橋駅北口徒歩13分、東武野田線新船橋駅東口徒歩5分、東葉高速鉄道東海神駅4番出口徒歩7分、JR船橋駅北口3、5、6、7番バスのりば(医療センター経由を除く)より乗車「夏見坂下」下車徒歩4分、10月1日～2番バスのりばより乗車「保健福祉センター」下車すぐ

(所在地) 〒273-8506 船橋市北本町1-16-55 (敷地面積) 5666.65平方メートル
(延床面積) 1万3876.06平方メートル (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階地下1階
(駐車場台数) 68台(うち障害者等用3台)

保健・医療・福祉、3つの機能を持った保健福祉センター

各フロアの施設や、保健福祉センターが行う業務について紹介します。

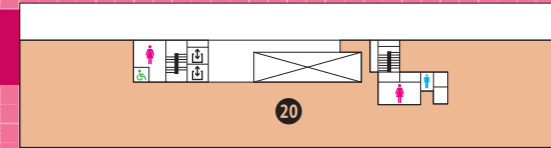
圏保健所総務課 ☎431-4191

フロア案内

※「誘導サイン」として、利用者に分かりやすいよう、案内表示を所属ごとに下図の色に統一しています。

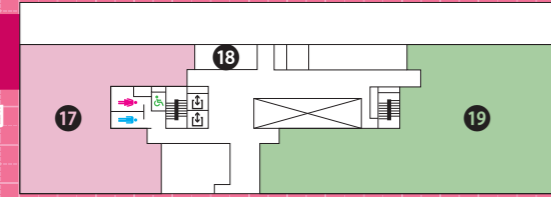
5F

⑩ こども発達相談センター



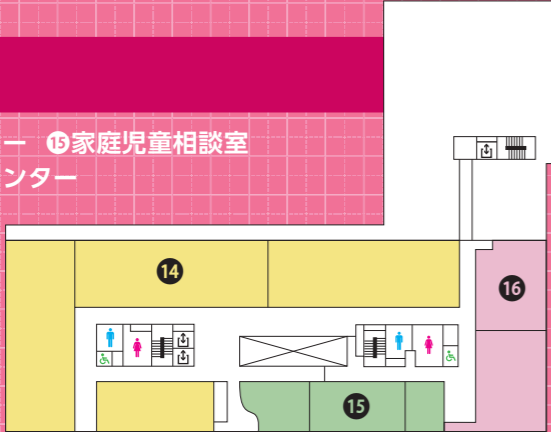
4F

⑦ 保健所 診療部門
⑧ 船橋市食品衛生協会・調理師会
⑨ 保健所 検査室



3F

⑭ 中央保健センター ⑮ 家庭児童相談室
⑯ 地域活動支援センター



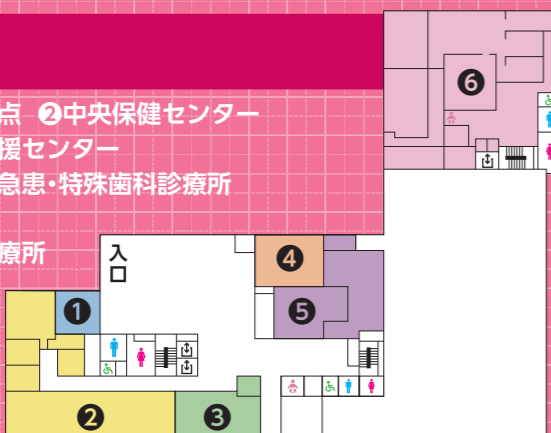
2F

② 保健所 地域保健課 ③ 保健所 健康づくり課
④ 保健所 保健予防課 ⑤ 保健所 衛生指導課
⑥ 保健所 総務課 ⑩ 大会議室
⑪ 船橋市医師会 / 船橋歯科医師会 / 船橋薬剤師会



1F

① 在宅医療支援拠点 ② 中央保健センター
③ 中部地域包括支援センター
④ かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所
⑤ 船橋市医療公社
⑥ 夜間休日急病診療所



保健

地域保健サービスの集約

10月1日から「健康増進課」「特定健康診査室」の業務を保健所に移管し、「地域保健課」(2階)と「健康づくり課」(2階)を新設します。また、4カ所の保健センター(中央、東部、西部、北部)を保健所の組織に移管し、「中央保健センター」を保健福祉センターの1階に移転します。

これらの組織を見直すことで、市の各部署が行っていた母子・成人保健事業や生活習慣病予防、介護予防といった地域保健サービスを保健所に集約します。これまで疾病別、年齢別等で分けられていたサービスを保健所に集約することで、一人ひとりの健康状態に応じたサービスを、生涯を通じて切れ目なく提供できる環境づくりを推進します。



▲乳幼児健診が保健所の業務に

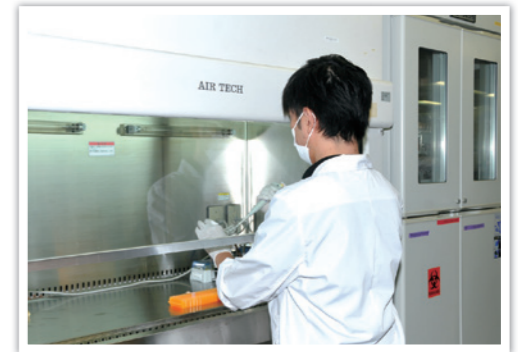


▲健康寿命の延伸を目指すふなばしシルバーリハビリ体操

検査機能の充実

検査室(4階)の面積がこれまでの約3倍となり、新たな検査機器を整備することで、検査部門の機能が拡充します。これまで外部委託により行っていた結核患者に接触した人に行う検査を今後は保健所でできるようになり、これまでの半分程度の時間で感染の可能性を知ることができます。

また、食中毒などの原因を調査するために遺伝子解析検査機器を導入し、より精度の高い結果を得ることができるようになります。これらのことで、感染の有無や



▲保健所が検査を行うことで早期の対応が可能となります

感染原因などを早期に特定できるようになり、感染拡大の防止が図れるようになります。

医療

市内2カ所目となる特殊歯科診療所を設置

現在、中央保健センター(海神2)内にある「休日急患歯科診療所」を、「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」と名称変更し、保健福祉センターの1階に移転します。休日の急な歯科診療に対応するほか、新たに、一般の診療所では診療が困難な障害児(者)や要介護高齢者を対象とした特殊歯科診療を行います。

市では特殊歯科診療を行う「さざんか歯科診療所」(三咲7)を平成6年に設置し、開設当時から



▲障害児(者)や要介護高齢者が座りやすいよう設計された特殊診察台

ら要介護高齢者向けの訪問診療を行うなど、全国的にも先進的な取り組みを続けてきました。特殊歯科診療へのニーズが高まっていることから、特殊歯科診療所を増設し、北部と南部の市内2カ所で口腔ケア体制の充実を図ります。

夜間休日急病診療所の小児科診療の拡大

現在、市役所別館(湊町2)にある「夜間休日急病診療所」が保健福祉センターの1階に移転します。同診療所では、平成14年から子どもの急患に対応するため小児科医による初期診療を開始し、全国的にも充実した小児初期救急体制を整備してきました。現在、祝休日の昼間の小児科診療は輪番制による当番医が行っていますが、10月からは同診療所で行います。

在宅医療の推進に向けて

在宅医療を希望する人からの相談を受け、それぞれ必要なサービスが受けられるよう、医療機関や介護サービス事業所などを案内する「在宅医療支援拠点」(1階)を新たに設置します。「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、自宅で療養生活を送る人への支援を充実させます。

福祉

複合施設のメリットを活かして

現在西部消防保健センターにあり、心理発達相談員などの専門職員が子どもの発達についての相談に応じる「こども発達相談センター」(5階)。また、市役所別館にあり、児童虐待の相談だけでなく育児の悩みや養育、しつけや不登校など家庭内のさまざまな問題に家庭相談員が応じる「家庭児童相談室」(3階)。これまで別々の場所にあった2つの施設が今回の移転により併設されることから、そのメリットを活かし市民

サービスを充実させるため、中央保健センター(1階)に親子相談窓口を設置します。この窓口では、中央保健センターとこども発達相談センター、家庭児童相談室とが相互に連携し、相談内容に適切な対応を行います。今後は、この3施設が一体となって、それぞれの施設が持つ情報などをもとに、子育て中の保護者が参考になるような情報をミニ講座のような形でお伝えしていきます。

また、「中部地域包括支援センター」(1階)では、

高齢者の介護や福祉などについての総合的な相談に応じるほか、虐待防止等の権利擁護などの支援を行います。



▲地域の高齢者の相談を受ける地域包括支援センター

▲理学療法士などが相談に応じるこども発達相談センター

10月1日～

各施設のご案内

施設名称(電話番号):3面フロア案内の番号	主な業務内容
保健所 総務課 (☎409-3668):⑪	医師・歯科医師・薬剤師等の免許の申請受付や交付、検便検査の実施、感染症や食中毒調査のための検査の実施 ※医療安全相談(☎409-1640)
地域保健課 (☎409-3274):⑦	母子保健事業・健康増進事業・公園を活用した健康づくり事業等の実施、不妊治療費等の助成、養育・療育・育成医療の給付、調理師免許等の申請受付や交付、保健センターの管理・運営
健康づくり課 (☎409-3404):⑧	特定健康診査、後期高齢者健康診査、各種がん検診、特定保健指導、介護予防教室の開催、ふなばしシルバーリハビリ体操の普及、予防接種
保健予防課 (☎409-2891):⑨	結核や感染症の予防や対策、指定難病・小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や援助金の申請受付、原爆被爆者への手帳や手当の申請受付、肝炎医療費助成の申請受付、精神障害者やその家族等への相談支援
衛生指導課 (☎409-2598):⑩	食品営業施設の許可や衛生監視、食中毒に関する調査、理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場等の許認可や衛生監視、犬の登録、狂犬病予防注射
中央保健センター (☎423-2111):⑫⑭	母子保健事業(妊娠届出の受理、母子健康手帳、ママになるための教室、家庭訪問、乳児健康相談、幼児健康診査)の受付や開催、健康増進事業(健康教育、健康相談、家庭訪問)の受付や開催、不妊治療費等の助成申請受付、養育・療育・育成医療の給付申請受付等
中部地域包括支援センター (☎423-2551):⑬	高齢者の介護、福祉、健康などについての総合的な相談、高齢者の虐待防止などの権利擁護
家庭児童相談室 (☎409-3469):⑮	児童虐待の相談、児童の養育、しつけ、不登校など家庭内の問題についての相談
こども発達相談センター (☎424-7012):⑯	就学前の子どもの発達や行動についての相談や指導
在宅医療支援拠点 (☎409-1736):⑰	在宅療養を希望する方への在宅医療・介護に関する相談および必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者の支援等
地域活動支援センター (☎409-2487):⑱	精神障害者やその家族等の相談支援、利用者が交流するための場所の提供、料理やパソコン教室等のプログラム活動の実施
夜間休日急病診療所 (☎424-2327):⑲	夜間や休日、年末年始における急病患者への応急的な診療
かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所 (☎423-2113):⑳	障害児(者)や要介護高齢者に対する歯科診療や摂食嚥下機能訓練の実施、休日や年末年始における応急的な歯科診療

<受付時間>

○保健所、中部地域包括支援センター、家庭児童相談室、こども発達相談センター、在宅医療支援拠点

(月)～(金)午前9時～午後5時※(祝)休年末年始を除く

○地域活動支援センター

(月)～(金)午前9時～午後7時、(日)午前9時～午後4時※(祝)休年末年始を除く

<診療時間> ※受付時間はお問い合わせください

○夜間休日急病診療所

▶内科・外科・小児科 年中無休 午後9時～翌午前6時

▶小児科の担当医による診療(15歳未満)(月)～(金)午後8時～11時、(土)午後6時～9時、

(日)(祝)休年末年始午前9時～午後5時、午後6時～9時

○かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

▶障害児(者)、要介護高齢者の歯科診療 (水)(金)午前9時～正午、午後1時～5時、(木)午前9時～午後1時(要予約)

▶休日歯科診療 (日)(祝)休年末年始午前9時～正午

環境やバリアフリーに配慮した快適な施設環境

明るい陽射しが差し込む! 5階までの吹き抜け空間



館内の中央部分は5階までの吹き抜けになっており、自然光を多くとり入れたつくりになっています。

環境に優しい施設づくり

太陽光発電や屋上緑化、LED照明をとり入れるなど、環境に配慮した建物になっています。さらに災害時の電力供給のため約100キロワットの発電能力を持つ自家発電機も備えています。



開放感あふれるエントランス

エントランスは2階まで吹き抜け、北側の壁面は全面ガラス張り、明るく開放的なスペースとなっています。もちろん、バリアフリーにも対応しています。今後、イベントや展示などを行う地域交流スペースとして活用します。



内覧会のお知らせ

10月1日のオープンに先立って、内覧会を開催します。どなたでも自由に施設を見学できますので、ぜひお越しください。

固健康政策課☎436-2337

日時: 9月17日(木) 午前10時～正午、午後2時～4時

※当日は混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください